

ゴルフ場利用約款

高遊原カントリークラブ

(約款の適用)

第1条

当ゴルフ場を利用される方(会員・ビジターを問わず)は、当クラブの約款、規約及び日本ゴルフ協会ゴルフ規則によるほか本約款にしたがってご利用頂きます。

(利用約款の成立)

第2条

当ゴルフ場でプレーされる方は、本約款をご確認の上、当日フロントにおいて、所定の署名簿に署名してください。それにより、当クラブ(会社)は署名者の施設利用をお引き受けいたすこととなります。

(利用の申込み)

第3条

プレーの申込みは原則、全日3か月前の同日より受付いたします。(但し、クラブ競技については別規定)
申込みに際しては、予約者名、予約日及びスタート時間、連絡先を明示して申し込んでください。尚、プレー当日3日以内のキャンセルについては、キャンセル料を申し受けます。

(利用の拒絶)

第4条

1. 次の場合は、利用をお断りすることがあります。
 - ①満員でスタート時間の余裕がない場合。
 - ②天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズする場合。
 - ③プロ・アマを問わず、公式の競技会を開催する場合。
2. 次の各号に該当する場合は、利用を拒否します。
 - ①利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはそれに属していると認められる場合。
 - ②利用者が暴力団等反社会勢力に属する者を同伴または紹介により入場させようとし、または入場させた場合。
 - ③利用者が横柄を振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為やゴルフ場の業務遂行に支障をきたす恐れがあると認められる場合。
 - ④法人でその役員の中に暴力団等反社会勢力に属する者がいる場合。

(利用継続の拒絶)

第5条

次の場合には利用中であっても、当該事由が生じた時点以降の利用をお断りする場合があります。また、1・2・3項の事実がプレーの途中に生じたり判明したりした場合には、その後の利用の継続をお断りします。

1. 暴力団及びその関係者と認められた場合。
2. 公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為、または暴力行為、威嚇的行為があった場合。
3. 利用者にエチケット及びマナー著しく反する行為のほか、当ゴルフ場の施設を利用するのに不適当と認められた場合。
4. 天災その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ない場合。
5. その他、本約款に違反した場合。

(金銭・その他高価品)

第6条

金銭及びその他高価品につきましては、フロント(当ゴルフ場所定の封筒に記名)もしくは備え付けのセーフティボックス(利用約款を遵守)にお預け下さい。ロッカー、浴室、コース等施設内で盗難、紛失等の事故が発生した場合でも、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。フロントでは、預かり証持参の方に預かり証と引き換えにお渡し致します。尚、預かり証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。

(駐車場における事故)

第7条

駐車場における車両の衝突や接触事故、毀損又は車両内の金品の毀損もしくは盗難等による損害について当クラブは一切の責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケットマナーの遵守)

第8条

ゴルフは時として危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケットマナーを守るとともに、素振りをする際の安全や先行組との安全なる距離の確認、打者の前に出ない、隣接ホールへボールが飛来した場合の合図と安全の確保、等々に十分に注意を払い、キャディのアドバイス如何にかかわらず自己の責任でプレーして下さい。

(落雷時の避難)

第9条

雷の接近を告げるアナウンスまたはサイレンが鳴った場合は、直ちにプレーを中止し、近くの避雷小屋もしくはコース茶店等、安全と思われる場所に避難して下さい。

(乗用カートのご使用)

第10条

乗用カートの運転は、自動車運転免許証の取得者に限りです。運転者は、別に定める「カート使用時の注意事項」を遵守して下さい。利用者の故意または過失により、乗用カートに損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(違背行為の責任)

第11条

利用者が第8条の安全確認を怠り、第三者に障害等の事故を発生させた場合、および第8条・第9条・第10条の注意義務を怠ったり、障害等の被害を受けた場合、当クラブは一切損害賠償の責任を負いません。

(喫煙場所の限定)

第12条

プレー中は、カート乗車時とティグラウンド以外での喫煙は禁止いたします。また、レストランにおきましても所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。

(プレー終了後のクラブ及び所持品の確認)

第13条

プレー終了後、利用者は必ずクラブ及び所持品を点検し、確認をお願いします。確認後は、クラブの不足、毀損等について当クラブは一切の責任を負いません。

(宅急便等の取扱い)

第14条

1. 利用者のゴルフクラブ等、運送(宅急便等)の取次ぎはフロントにてお取扱いいたします。
2. 当クラブは、運送のためお預かり物品の保管中に、当クラブの故意または過失によりこれらを滅失、毀損した場合以外は一切の責任を負いません。
3. その他運送に関する一切の契約関係は利用者と運送会社との契約または約款の定めによります。

(施設に損害を与えた場合)

第15条

利用者の故意または過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(施設内への持込み品)

第16条

- 施設内に下記の持込みは堅くお断りします。
1. 動物等のペット類
 2. 著しく悪臭を放つもの
 3. 銃砲刀剣類
 4. 発火、爆発のおそれがあるもの
 5. 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第17条

- 施設内での下記の行為は禁止いたします。
1. 賭博および風紀を乱す行為
 2. 物品の販売、宣伝広告等の行為(特に許可する場合は除く)
 3. プレーヤー以外のコースへの立ち入り(特に許可する場合は除く)
 4. レストランおよび他人に迷惑を及ぼす場所での携帯電話の使用

(附則)

1. この約款に定めのないものは、プレーヤーと協議の上決定する。
2. この約款は、平成28年4月1日から施行する。